

第3類 監査

○大里広域市町村圏組合監査委員に関する条例

昭和47年4月24日

条例第21号

改正 平成 3年11月18日条例第 1号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第202条の規定に基づき、同法及びこれに基づく政令並びに規約に規定するものを除くほか、監査委員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(書記)

第2条 監査委員の事務を補助させるため書記を置く。

2 前項の書記の定数は、別に定める。

(監査の着手)

第3条 監査委員は、法令の規定により監査の請求又は要求があったときは、10日以内に監査に着手しなければならない。

2 前項の監査の結果の公表は、法令に定めがある場合を除くほか、請求又は要求があった日から60日以内にこれを行わなければならない。

(定例監査)

第4条 法第199条第4項の規定による監査は、毎年10月にこれを行う。

2 前項の監査を行うときは、あらかじめその期日の10日前までにその旨を管理者に通知しなければならない。

(随時監査)

第5条 法第199条第5項又は第7項に規定する監査を行おうとするときは、あらかじめその期日の10日前までにその旨を管理者に通知しなければならない。

(決算、証書類等の審査)

第6条 監査委員は、法第233条第2項の規定により決算、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書を審査に付せられたときは、60日以内に意見をつけて管理者に回付しなければならない。

(公表)

第7条 監査委員の行う公表は、大里広域市町村圏組合公告式条例（昭和47年条例第1号）の例による。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか監査委員に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年11月18日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。